

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	平成28年11月17日 13時00分ごろ
発生場所	沖縄県国頭村宜名真漁港西南西方沖 辺戸岬灯台から真方位247° 3.9海里付近 (概位 北緯26° 50.5′ 東経128° 10.8′)
事故の概要	プレジャーボートKaihoは、東北東進中、火災が発生した。
事故調査の経過	平成28年11月21日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Kaiho (大韓民国籍)、17トン
船舶番号、船舶所有者等	0385、個人所有
乗組員等に関する情報	船長（大韓民国籍）、小型船舶操縦士（ヨット、ポート限定）（大韓民国発給）
負傷者	なし
損傷	左舷主機排気管に亀裂、左舷主機排気管の断熱材、機関室左舷側の天井及び電気配線に焼損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、大韓民国済州島に向けて回航の目的で沖縄県那覇市那覇港を出港し、宜名真漁港西南西方沖を約12ノットの対地速力で手動操舵により東北東進していた。</p> <p>船長は、操縦席で操船に当たっていたところ、操縦席後方床下の機関室から白煙が生じていることに気付いた。</p> <p>船長は、主機を停止して機関室を覗いたところ、左舷主機過給機付近に火炎を認め、同乗者と共に粉末消火器及び飲料水として積んでいたペットボトルの水で消火した後、海上保安庁及び船舶販売業者に携帯電話で救助を要請した。</p> <p>本船は、出火場所付近に再び火炎が認められたが、来援した巡視艇により消火された後にえい航され、船舶販売業者が手配した船舶が引き継いでえい航中、三度出火場所付近から火炎が認められて消火された後、完全に鎮火し、沖縄県本部町浜崎漁港に入港した。</p> <p>本船は、新造から約29年が経過しており、中古船として売買されたものであり、本事故前の約3年間使用されていなかった。</p> <p>本船は、左舷主機の排気管が腐食して亀裂を生じており、左舷主機排気管の断熱材、機関室左舷側の天井（FRP及び木材等）及びその付近に設置されていた電気配線が激しく焼損していることが本事故後</p>

	に判明した。
分析	本船は、左舷主機の排気管が腐食して亀裂を生じていたことから、高温の排気ガスが噴出し、左舷主機排気管の断熱材が発火して付近の可燃物に燃え広がり、火災となった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、左舷主機の排気管が腐食して亀裂を生じていたため、高温の排気ガスが噴出し、左舷主機排気管の断熱材が発火して付近の可燃物に燃え広がり、火災となった可能性があると考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排気管の定期的な点検を行い、腐食及び亀裂等の早期発見に努めること。